

(別 紙)

(仮称)北海道(道北地区)ウィンドファーム稚内計画段階環境配慮書に係る  
知事意見

平成29年3月3日付け三浦電機株式会社宛て

## 1 総括的事項

(1) 事業実施想定区域は、稚内市の西部に位置する約1,631haの面積であり、区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林、鳥獣保護区等の重要な自然環境のまとまりの場に加え、利尻礼文サロベツ国立公園が存在するほか、希少鳥類の生息や渡りのルートの情報がある。さらに、区域の南側には市街地があるなど、周辺には多数の住居等が存在している。

また、事業実施想定区域及びその周辺では、他事業者による既設の風力発電施設が存在するほか、複数の風力発電事業の計画が進められている。

(2) 本配慮書では、最大出力30,000kW前後、最大15基の風力発電所を設置する計画としているが、方法書以降における対象事業実施区域の設定、事業の規模、風力発電設備の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、専門家等からの科学的知見に基づいた助言を得ながら、各環境要素に係る重大な環境影響の程度について調査、予測及び評価を行うこと。その過程において、重大な環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、対象事業実施区域の更なる絞り込みなど、事業計画の見直しを行うこと。

(3) 対象事業実施区域の設定の結果、既設や計画中的他事業との累積的影響が生じるおそれがある場合は、その時点で入手しうる情報を元に、関連する環境要素に係る累積的影響について調査、予測及び評価すること。

(4) 事業実施想定区域の設定に当たり、検討対象エリアを設定した上で法規制や環境保全のために配慮すべき諸条件により絞り込みを行っているが、絞り込みの経過に係る説明が不十分であるなど、区域の絞り込みの検討過程が分かりにくいものとなっている。

このため、今後の方法書の作成に当たっては、対象事業実施区域の絞り込みの手順と、その段階毎の区域図を適切に整理し、一般に分かりやすい図書とすること。

(5) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

## 2 個別的事項

(1) 騒音及び低周波音、風車の影

事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあるため、住居等と

風力発電設備は可能な限り離隔距離を確保するとともに、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺には、勇知川等の支流があり、土地改変による濁水や土砂の流入などによる環境影響が生じるおそれがあるため、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(3) 動物

事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるオジロワシの営巣が確認されているほか、区域の南側に位置する兜沼周辺は、オオヒシクイやマガンの渡りの重要な中継地となっていることから、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バードストライクや営巣の阻害などの重大な環境影響の有無について評価すること。

また、近年、事業実施想定区域の周辺においてタンチョウの生息や繁殖の情報が得られていることから、最新の生息情報を入手するとともに、専門家等からの助言を得ながら、生息等への影響について適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

さらに、風力発電設備や搬入路の設置等に伴う土地改変によるコウモリ類をはじめとする他の重要種の生息等への影響については、動物相の的確な把握を行うとともに、専門家等からの助言を得ながら、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(4) 植物及び生態系

事業実施想定区域は、特定植物群落である稚内～抜海丘陵ササ草原及びエゾイタヤーミズナラ群落などの自然林を含む自然度の高い植生や保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風力発電設備や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けるとともに、専門家等からの助言を得ながら、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

また、生態系に関しては専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、地域における生息環境に即した適切な種を選定し、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(5) 景観

本配慮書で選定された地点以外にも、上勇知スキー場や沼川みのり公園など、主要な眺望点として選定すべき地点が存在することから、関係機関等への聞き取りなどに基づき、改めて主要な眺望点を抽出し、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

また、発電所を望むことができる地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や最寄りの住居についても身近な眺望点として選定し、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

本配慮書で選定された地点以外にも、ゆうち自然学校など、人と自然との触れ合いの活動の場として選定すべき施設等が存在することから、関係機関等への聞き取りなどにに基づき、改めて施設等を選定し、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

(7) その他

事業実施想定区域の一部が、「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」の「自然保護等から建設が好ましくない場所」に該当することから、稚内市と十分に協議を行い、ガイドラインの趣旨を踏まえた事業計画となるよう努めること。